# 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

## 目次

〇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)(空	○電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)(附則第七条関係)	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第六条関係)	○日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)(第三条関係)	○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第二条関係)	○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第一条関係)
(附則第八条関係)					
50	46	43	38	12	1

○電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) (第一条関係)

者認められる	四 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	前条第一項 各号	一項第二号 び	れぞれ同表の下欄に掲げれぞれ同表の規定は、前項	第十二条の二(略)	
第二項に規定する第一級のでは、第三十一条のでは、第三十一条のでは、第三十一条ののでは、第三十一条ののでは、第三十一条ののでは、第二項に規定する第一級ののでは、第二項に規定する第一級ののでは、第二項に規定する体制の整備を含む。	<ul><li>・ ることりる本制の整備(第三十三条元達 五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないとないとの。</li><li>・ ことりる経理的基礎を有しないといる。</li></ul>	各号	1及 登録及びその更新の年月日並びに	れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合に		改 正 案
				2	第十(	
		(同上)	(恒斗)	(同上)	第十二条の二(登録の更新)	
	(同 上)	(同上)	(恒斗)		(同上)	
する体制の整備を含む。)が行われ信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第五項に規定あつては、第二項に規定する第一種指定電気通	ることりる本制の整備(第三十三条五 その電気通信事業を適確に遂行す四 (同上)	(同上)	(同斗)			7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

(傍線部分は改正部分)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 (法人である場	2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
の役員を兼ねてはならない。	の役員を兼ねてはならない。
以下「特定関係事業者」という。)	次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。)
総務大臣が指定するもの(	争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの(
) であつて	)であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競
会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。	会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。
及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。)又は当該親法人の子	又は当該会社の子
人(同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項	
いて「子会社」という。)、当該電気通信事業者を子会社とする親法	、当該電気通信事業者を子会社とする会社
議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社(以下この条にお	当該電気通信事業者の子会社
ものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。)又は総社員の	
主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有する	
ることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株	
通信事業者の特定関係法人(その総株主(株主総会において決議をす	通信事業者の特定関係法人(
であるときは、その ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気
第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人	第三十一条第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人
3 · 4 (同上)	3 · 4 (略)
	られる者
	全な発達のために適切でないと認め
六 (同上)	六 その電気通信事業が電気通信の健
ていないと認められる者	ていないと認められる者

3 4 第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、 務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合に けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。 行為を除く。 各号に掲げる行為(同項ただし書の理由があるときにおいて行われる ならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは この限りでない。 通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他 者に不利な取扱いをすること。 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業 総務大臣は、 は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業 しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気 当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項 電気通信事業者に不利な取扱いをすること。 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若 次項において同じ。 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が が行われないよう、当該委託を受 は、 次に掲げる行為をしては 又は前項 0) 3 4 第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、 場合において、 行為を除く。 、この限りでない。 けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この 各号に掲げる行為(同項ただし書の理由があるときにおいて行われる は、 務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合に ならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは 者の子会社とみなす。 社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主 合に限る。 又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業 総務大臣は、 当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項 (同上) (同上) 以下この条において同じ。)は、 次項において同じ。)が行われないよう、当該委託を受 当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が 次に掲げる行為をしては 当該電気通信事業 又は前項前段の

委託を受けた子会社

委託を受けた子会社

(同項後段の規定により当該電気通信事業者の子

ができる 第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ の停止若しくは変更を命じ、 と認めるときは、当該電気通信事業者に対し、 四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つている 若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずること 又は当該委託を受けた子会社による同条 同項各号に掲げる行為 が前条第

5 株主 第 - 項、 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議 第三項及び前項に規定する「子会社」 とは、 法人がその総 (新設)

決権を行使することができない株主を除き、 三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。 会社法第八百七十九条第 以 下

この項において同じ。)又は総社員の議決権の過半数を有する他の会

社又は法人の一 社をいう。 この場合において、 若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議 法人及びその一若しくは二以上の子会

決権の過半数を有する他の会社は、 当該法人の子会社とみなす。

6

ところにより、 信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、 当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者 総務省令で定める

一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通

かつ、 電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、 当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

その他必要な措置を講じなければならない

四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つている ができる。 第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条 と認めるときは、当該電気通信事業者に対し、 会社とみなされた会社を含む。 若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずること 以下この項において同じ。)が前条第 同項各号に掲げる行為

5

(同上)

三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者(以 三 (	-二 (略) 一・二	いるときは、その登録をしなければならない。	において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合して	第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項 第八十七条	(登録の基準) (登録	総務大臣に報告しなければならない。	のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を	省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第六項の規定の遵守   省令で	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務 7 第一	<u>.</u>	の接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこ	三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備と	た しと。	の接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置く	二 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備と	)を置くこと。	を行う専任の部門(次号及び第三号において「設備部門」という。	設備を含む。)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務	第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信	含むものでなければならない。	
(同上)	一 (同上)			七条(同上)	球の基準)	総務大臣に報告しなければならない。	のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を	省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務												

(略) (略) (略) (略)	న్ <sub>ం</sub>	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす	5 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	2~4 (略)	第百四条 (略)	(承認認定機関の承認等)	2 · 3 (略)	等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。	特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者	ハ 登録申請者 (法人にあつては、その代表権を有する役員) が、	一を超えていること。	製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の	に占める特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定	規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)	ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に	<u>)</u> であること。	親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。	イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその	ものとして次のいずれかに該当するものでないこと。	下この号において「特定製造業者等」という。) に支配されている
(同土) (同土)			5 (同上)	2~4 (同上)	第百四条 (同上)	(承認認定機関の承認等)	2 · 3 (同上)			ハ (同上)					口 (同上)	であること。	親法人	イ 登録申請者が株式会社である場合には、		
(同上)																		特定製造業者等がその		

-				-	7		
	第八十七条第一項第三号イ	登録申請者	承認申請者		(同上)	(同上)	(同上)
		親法人(	外国における親			親法人	外国における親
			法人(				法人に相当する
		いう。)	いう。)に相当				もの
			するもの				
	(略)	(略)	(略)		(同上)	(同斗)	(同上)
6	~8 (略)			6	6~8 (同上)		
	(審議会等への諮問)				(審議会等への諮問)		
第	第百六十九条 総務大臣は、次に	次に掲げる事項につい	ては、審議会等(国		第百六十九条 (同上)		
	家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)	公律第百二十号) 第	第八条に規定する機関	K			
	をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。	いに諮問しなければ	ならない。ただし、				
	当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない	心めたものについて	は、この限りでない				
	۰						
	<ul><li>第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金</li></ul>	による特定電気通信	1役務に関する料金の		一(同上)		
	認可、第三十三条第二項の規定による接続約款	然定による接続約款	の認可、同条第十項				
	の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認	通信設備との接続	に関する協定の認可	. 1			
	、第百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、	6る適格電気通信事	・業者の指定、第百九	<i></i>			
	条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、	*の額及び交付方法	いの認可、第百十条第	717			
	二項の規定による負担金の額及び徴収方法	吸及び徴収方法の認	の認可又は第百十六条第	21.7			
	一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程	-九条第一項の規定	による支援業務規程	1125			
				_			

の認可

(同上)

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による移動電気通信役務の指定、第三十一条第一項の規定による移動電気通信役務の指定、第三十一条第一項の規定によるで、第三十条第一項の規定によるで、第三十二条の二第三項の規定によるで、第三十条第一項の規定によるで、第三十三条第一項の規定によるで、第三十三条第一項の規定によるで、第三十三条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第三十三条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第三十三条第一項の規定による電気通信番号使用計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による電気通信番号使用計画の制定

三 第百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

項ただし書、 場合を含む。 場合を含む。)、第二十六条の二第一項、 二号ロ若しくはニ、第二十条第一項、 七条の三第一項若しくは第二項 を除き、 しくは第三項ただし書、第二十六条の四、 条第一号ハ、第二十六条第一項 第七条、 第七十三条の三において準用する場合を含む。)、第二十 第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第 第六項若しくは第八項、 第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二 (第七十三条の三において準用する (第七十三条の三において準用する 第二十一条第一項、第二十四 第三十二条第三号、第三十三 第二十七条の二(第一号 第二十六条の三第一項若

三 (同上)

兀

二号ロ若しくはニ、第二十条第一項、 を除き、 場合を含む。)、第二十六条の二第一項、 項ただし書、 場合を含む。 七条の三第一項若しくは第二項 条第一号ハ、第二十六条第一項 しくは第三項ただし書、第二十六条の四、 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第 第七十三条の三において準用する場合を含む。)、第二十 第五項若しくは第七項、 第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二 (第七十三条の三において準用する (第七十三条の三において準用する 第三十二条第三号、第三十三 第二十一条第一項、 第二十七条の二(第一号 第二十六条の三第一項若 第二十四

号、 項、 条第一項、 九条第一項から第三項まで、第百十条第一項若しくは第二項又は第 八十七条第一項第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、 条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、 三十九条の三第三項、 は第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第 百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃 第五項、 第五十条の十、 第三項第一号イ、 第十一項、 第三項、 第五十二条第一項、 第四項第一号イ、 第十三項若しくは第十四項、 ロ若しくはホ若しくは第二号、 第四十一条第一項から第四項まで、第四十五 ロ若しくはホ若しくは第二号 第七十条第一項第一号、 第五十条の四第三 第三十四条第一 第五項若しく 第百 第

金に処する。 第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

準用する場合を含む。)又は第百二十四条第一 第百八条第三項、 を含む。)、第四十四条第一項若しくは第三項、 十六条第一項、 二項、 第十七条第二項、 第四十二条第三項 第四十五条第二項、 又は虚偽の届出をした者 第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二 第百二十条第四項 第十八条第一項、 (同条第四項及び第五項において準用する場合 第七十三条の二第三項若しくは第四項 (第百二十二条第四項において 第二十六条の四第二項、 項の規定による届出 第四十四条の三第 第三

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者

号、 項、 百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃 九条第一項から第三項まで、 八十七条第一項第二号、 三十九条の三第三項、 は第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第 条第一項、 条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、 第五項、 第五十条の十、 第三項第一号イ、 第十一項、第十三項若しくは第十四項、 第三項、第四項第一号イ、 第五十二条第一項、 ロ若しくはホ若しくは第二号、 第四十一条第一項から第四項まで、第四十五 第百八条第一項各号若しくは第三項、 第百十条第一項若しくは第二項又は第 ロ若しくはホ若しくは第二号 第七十条第一項第一号、 第五十条の四第三 第三十四条第一 第五項若しく 第百 第

第百八十八条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

又

三

(同上)

- 9 -

十四 第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)┃の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	十三 第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)を廃止し、又は虚偽の届出をした者		<b>早しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	げ、長奪こ己哉せげ、告し、よ己录せげ、告し、よ長奪こ宝為り己を含む。) 又は第百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付け	十一 第八十五条の十、第九十六条(第百三条において準用する場合	虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者	十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは	出をした者	九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届	八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者	定に違反して接続約款を公表しなかつた者	七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規	虚偽の報告をした者	六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は	虚偽の記載をした書面を交付した者	五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は	四 第二十三条第一項の規定に違反した者	は虚偽の記録をした者
十四(同上)	十三(同上)	十二(同上)			十一(同上)		十 (同上)		九(同上)	八(同上)		七(同上)	虚偽の報告をした者	六 第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、又は		五(同上)	四(同上)	

。) の規定による命令に違反した者	十八 第百六十七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む	による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定	合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規	十七 第百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用する場	十六 第百四十一条第四項又は第百四十三条の規定に違反した者	それのある文字を用いた者	型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるお	十五 第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信	者	の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした
	十八				十七	十六			土五		
	(同上)				(同上)	(同上)			(同上)		

うちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実ののいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類の第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号	(登録の拒否)	ばならない。 ないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなけれ	2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当し	五 その他総務省令で定める事項	四電気通信設備の概要	三 業務区域	及び国内の住所	ては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称	をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。)にあつ	二 外国法人等(外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	V.	より、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならな	第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところに	改正案
第十二条 (同上)	(登録の拒否)		2 (同上)	(新設)	三 (同上)	二 (同上)				(新設)	一(同上)			第十条 (同上)	
															現
															行

2 (同上)	2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合に
第十二条の二 (同上)	第十二条の二(略)
(登録の更新)	(登録の更新)
	その理由を付して通知しなければならない。
2 (同上)	2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書により
	認められる者
四 (同上)	五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと
	を定めていない者
(新設)	四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人
	当する者があるもの
三 (同上)	三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該
	じ。)の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
	する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同
	定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類
日から二年を経過しない者	日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規
二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの	二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの
ら二年を経過しない者	ら二年を経過しない者
、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日か	│ 、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日か
上の刑	上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ
しくは電波法 の規定により罰金以	しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以
一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若	一 この法律、 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若
	記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

オン材質素の	一杯に打けること	1 に言う者 シネック・コング
第十一条第	登録年月日及	登録及びその更新の年月日並びに
一項第二号	び	
前条第一項	各号	各号(第二号にあつては、この法律に
		相当する外国の法令の規定に係る部分
		に限る。)
	五その電気	五 その電気通信事業を適確に遂行す
	通信事業が	るに足りる経理的基礎を有しないと
	電気通信の	認められる者
	健全な発達	六 その電気通信事業を適確に遂行す
	のために適	るに足りる体制の整備(第三十三条
	切でないと	第二項に規定する第一種指定電気通
	認められる	信設備を設置する電気通信事業者に
	者	あつては、第三十一条第六項に規定
		する体制の整備を含む。)が行われ
		ていないと認められる者
		七 その電気通信事業が電気通信の健
		全な発達のために適切でないと認め
		られる者

ていないと認められる者する体制の整備を含む。)が行われあつては、第三十一条第六項に規定	者	
信設備を設置する電気通信事業者に第二項に規定する第一種指定電気通	認められる	
るに足りる体制の整備(第三十三条五 その電気通信事業を適確に遂行す	のために適	
認められる者認められる者	電気通信の	
四の電気通信事業を適確に遂行す	四その電気	
各号(第二号を除く。)	各号	前条第一項
(同上)	(同上)	(同上)

# 3·4 (略)

(変更登録等)

限りでない。

一ばならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、このの事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなけれの事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなけれ

- 3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録 3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一 1 をあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一 2 をあるのは「変更登録に係る申 3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録 3

3・4 (同上)

(変更登録等)

の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなけれ第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号

艮)でよい。 ばならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この

限りでない。

2 (同上)

請書を提出した者が次の各号(第二号を除く
「変更登録に係る申項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録

•

)」と読み替えるものとする

第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号

4

なく、当該登録を変更するものとする。出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けの事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で

設置する場合に限る。)	四 電気通信設備の概要(第四十四条第一項の事業用電気通信設備を	三業務区域	理人の氏名又は名称及び国内の住所	二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	た書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載し	第十六条 電気通信事業を営もうとする者 (第九条の登録を受けるべき	(電気通信事業の届出)	2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。	に該当するに至つたとき。	法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。) のいずれか	三 第十二条第一項第一号から第四号まで(第二号にあつては、この	新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。	二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録の更	認めるとき。	令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると	一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命	に該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。	第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれか	(登録の取消し)
	三 (同上)	二 (同上)		(新設)	一 (同上)			第十六条 (同上)	(電気通信事業の届出)	2 (同上)	に該当するに至つたとき。		三 第十二条第一項第一号又は第三号		二 (同上)			一(同上)		第十四条 (同上)	(登録の取消し)

# 五 その他総務省令で定める事項

らない。
更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなりがあったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなりが、前項の届出をした者は、同項第一号、第二号又は第五号の事項に変し

し、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 うとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただ3 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しよ

ら一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければなら定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日か4 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指

### (承継)

ない

第十七条 受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、 事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併によ 事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、 じ。)は、 を承継すべき相続人を定めたときは、 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業 分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人( 業者について合併、 )若しくは相続があつたときは、 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、 電気通信事業者の地位を承継する。 分割 (電気通信事業の全部を承継させるものに限 その者。 当該電気通信事業の全部を譲 ただし、 以下この項において同 又は電気通信事 当該電気通信 当該電気通信

### (新設)

更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければな2 前項の届出をした者は、同項第一号 の事項に変

らない

し、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 うとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただ3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しよ

ない。

京一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならら一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければなら定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日か第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指

4

### (承継)

第十七条 事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併によ 事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、 ľ, を承継すべき相続人を定めたときは、 分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人( 受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、 る。 業者について合併、 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業 )若しくは相続があつたときは、 は、 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、 電気通信事業者の地位を承継する。 分割 (電気通信事業の全部を承継させるものに限 その者。 当該電気通信事業の全部を譲 ただし、 以下この項におい 又は電気通信事 当該電気通信 当該電気通信

該当するときは、この限りでない。若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第四号までのいずれかにり設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人

2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければ第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、

ならない。

を総務大臣に届け出なければならない。 管財人) 又は外国の法令上これらに相当する者は、遅滞なく、その旨管財人) 収外国の法令上これらに相当する者は、遅滞なく、その旨2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 第三号に掲げる電気通信役務 該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。 争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをい 務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競 伝送路設備を用いて提供されるものに限る。)であつて、 気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項 以下同じ。)を提供する電気通信事業者 総務大臣は、 総務省令で定めるところにより、 (その一端が移動端末設備と接続される (移動電気通信役務 電気通信役 の利用者の 移動電 (当

該当するときは、この限りでない。若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかにり設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人

2 (同上)

、事業の休止及び廃止並びに法人の解散

第十八条 (同上)

2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは

管財人)

その清算人

(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、

は、

遅滞なく、

その旨

破産

を総務大臣に届け出なければならない。

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 (同上)

受ける電気通信事業者として指定することができる。
務省令で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電

してはならない。 | 2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為を | 2

その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備 をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を 方む。次号、第二十九条第二項、第七十三条の四及び第百六十七条 の二において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該 契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることそ 契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることそ の他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利 を当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備

約させること。 約させること。 の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に はがげることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害する はたれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に はたれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に はたれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に はたれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当 を不当

2 (同上)

益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させ為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信设務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者をする。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることそ契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行となる電気通信資務の提供を受けるために必要な移動端末設備その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備

二 (同上)

ること。

3 指定は、 第 一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の 告示によつて行う。 3 (同上)

(電気通信設備の維持)

務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信設備を除く。)を総響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。)を総響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を設置する電気通信事業の用に供する第三項に規定する電気通信設備第三項に規定する電気通信設備

する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合する設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信事業の用に供する電気通信事業者は、そ

、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものと的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)のうち、内容4 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務(基礎4)

ように維持しなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気

通信事業の用に供する電気通信設備( ̄

もの及び その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影一専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する

響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総

- 生きり記え通言なみないよう うこうほう まきかい こうにきり言え 務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2

通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前項―基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気

(新設)

3 (同上)

Ē

	-
	省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めると
	当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)が、同項の総務
	条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、
第四十二条 (同上)	第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一
(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)	(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)
	確であるようにすること。
五 (同上)	五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明
	、又はその機能に障害を与えないようにすること。
四 (同上)	四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し
三 (同上)	三 通信の秘密が侵されないようにすること。
二 (同上)	二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
	い支障を及ぼさないようにすること。
一 (同上)	一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著し
が確保されるものとして定められなければならない。	が確保されるものとして定められなければならない。
5 第一項、第二項 及び前項の技術基準は、これにより次の事項	6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項
	術基準に適合するように維持しなければならない。
	備(第一項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技
	定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設
4 (同上)	5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で
	信事業者として指定することができる。
	の電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通
	して総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、そ

定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一	定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一
5 第一項から第三項までの規定は、第四十一条第三項の規定により指	6 第一項から第三項までの規定は、第四十一条第四項の規定により指
	るものとする。
	項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替え
	一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第三
	された適格電気通信事業者について準用する。この場合において、第
(新設)	5 第一項から第三項までの規定は、第百八条第一項の規定により指定
	」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。
	条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、同項中「同条第一項
	ついて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一
4 (同上)	4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に
	に届け出なければならない。
	用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣
	規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使
3 (同上)	3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の
しなければならない。	しなければならない。
に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認	に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認
で定めるものを除く。)が、同条第一項の総務省令で定める技術基準	で定めるものを除く。)が、同条第一項の総務省令で定める技術基準
変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備(前項の総務省令	変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備(前項の総務省令
号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、当該	号又は第十六条第一項第四号の事項を変更しようとするときは、当該
2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第三	2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四
	ころにより、自ら確認しなければならない。

ものとする。
」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第五項」と読み替える」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第五項」と読み替える項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第五項

7 する。 項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、 規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは 第五項に規定する」と、 信設備の使用を開始しようとするときは、 て読み替えて準用する第一項中 規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三 がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の 条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者 前項において準用する第三項中「当該各項に 「第四十一条第五項に規定する電気通 当該」とあるのは「第四十 「遅滞なく」と 前項におい 同条

(技術基準適合命令)

と認める場合について準用する。気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していない2 前項の規定は、第四十一条第二項、第三項又は第五項に規定する電

ものとする。
」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替える」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替える項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第四項

6 する。 項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、 がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一 規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは 第四項に規定する」と、 信設備の使用を開始しようとするときは、 て読み替えて準用する第一項中 規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三 条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者 前項において準用する第三項中「当該各項に 「第四十一条第四項に規定する電気通 当該」とあるのは 「遅滞なく」と 前項におい 「第四十 同条 項の

(技術基準適合命令)

第四十三条 (同上)

と認める場合について準用する。
気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していない2 前項の規定は、第四十一条第二項又は第四項 に規定する電

# (管理規程)

十一条第一項から第五項まで(第四項を除く。)又は第四十一条の二第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四

いう。)の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届のいずれかに規定する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」と

2 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため 2

出なければならない。

めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。に電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定

気通信設備の管理の方針に関する事項 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

気通信設備の管理の体制に関する事項 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

気通信設備の管理の方法に関する事項 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任

に関する事項

た事項を総務大臣に届け出なければならない。 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更し

き届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべ4 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者

# (管理規程

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第

十一条第一項、第二項若しくは第四項 又は第四十一条の二

いう。)の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届に規定する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」と

(同上)

け出なければならない。

3 (同上)

き届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべ4 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者

第四十五条 3 2 第四十四条の三 運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、 理者を選任しなければならない。 者のうちから、 理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える 号までに掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、 める場合は、 のうちから、 るところにより、 定の日から三月以内にしなければならない。 がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、 大臣に届け出なければならない。 たときは、 の重要な決定に参画する管理的地位にあり、 に」とする。 (電気通信設備統括管理者) (電気通信主任技術者 第四十 その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者 電気通信事業者は、 一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内 総務省令で定めるところにより、 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、 この限りでない 電気通信主任技術者を選任しなければならない。 電気通信事業者は、第四十四条第二項第一号から第三 総務省令で定めるところにより、 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任し 遅滞なく、 かつ、電気通信設備の管 電気通信設備統括管 総務省令で定め その旨を総務 事業運営上 維持及び ただし その指 3 2 第四十五条 第四十四条の三 がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、 定の日から三月以内にしなければならない に」とする。 (電気通信主任技術者 (電気通信設備統括管理者) 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者 (同上) (同上) (同上) その指

(変更の認定等) - 「変更の認定等)	外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人    外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人  当する者があるもの	三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該、その取消しの日から二年を経過しない者	定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規	二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの	行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	令による刑を含む。) に処せられ、その執行を終わり、又はその執	る外国の法令の規定により罰金以上の刑(これに相当する外国の法	一 この法律、 有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当す	第一項の認定を受けることができない。	第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条	(欠格事由)	定の日から三月以内にしなければならない。	がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指	3 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者	これを解任したときも、同様とする。	たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任し
(変更の認定等)	(新設)	三 (同上)	日から二年を経過しない者	二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの	行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者		の規定により罰金以上の刑	一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法		第五十条の三 (同上)	(欠格事由)	定の日から三月以内にしなければならない。	がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指	3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者			2 (同上)

において、公共の利益を阻害すると認めるとき。一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合消すことができる。	信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通	(認定の取消し)	三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。	二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。	<ul><li>第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。</li></ul>	場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる	十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。	分に限る。)」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五	信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部	第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通	の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、	に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)及び第五十条の四	2 第五十条の二第二項、第五十条の三 第二号にあつては、この法律	ては、この限りでない。	受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更につい	電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を	第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、
一(同上)	第五十条の九 (同上)	(認定の取消し)					3 (同上)	十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。	分に限る。)」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五	信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部	第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通	の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、	及び第五十条の四	2 第五十条の二第二項、第五十条の三				第五十条の六 (同上)

第百八条 三 定することができる。 と認められるものを、 役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合する とき。 いること。 気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備 表していること。 (適格電気通信事業者の指定) 接続約款を定め、 を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について 信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該基礎的電気通信役務 以外の電気通信設備であるときは、 の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公 の法令の規定に係る部分に限る。 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第 第五十一条の規定による命令に違反したとき。 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令 総務省令で定めるところにより、 第五十条の三各号 項の変更の認定を受けたとき。 総務大臣は、 総務省令で定めるところにより、これを公表して その申請により、 支援機関の指定をしたときは、 (第 一号にあつては )のいずれかに該当するに至つた 当該電気通信設備と他の電気通 申請に係る基礎的電気通信役務 適格電気通信事業者として指 この法律に相当する外国 基礎的電気通信 第百八条 兀 Ξ (適格電気通信事業者の指定) とき。 第五十条の三第 (同上) (同上) (同上) 号又は第 に該当するに至つた

第百十八条 (同上)	第	第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を
(欠格事由)		(欠格事由)
		は処分に限る。)に違反したとき。
		又は処分(第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又
(新設)		三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令
二 (同上)		二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
(同上)		一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
		つたときは、その指定を取り消すことができる。
		とき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があ
(同上)	5	5 総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する
		電気通信事業者の地位を承継するものとする。
		きは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、適格
		場合において、当該電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたと
(同上)	4	4 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた
		に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
		更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前
		電気通信事業者に限る。)は、第一項第二号に規定する接続約款を変
		事業者又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の
(同上)	3	3 適格電気通信事業者(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信
		種別ごとに行う。
1 (同上)	2	2 前項の規定による指定は、総務省令で定める基礎的電気通信役務の
		で定める基準に適合するものであること。

3 第百十七条第三項、第百十八条第一号及び第三号並びに第百十九条	3 第百十七条第三項、第百十八条(第二号を除く。)及び第百十九条
	ない。 更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなら
2 (同上)	2 認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変
	限りでない。
	ばならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この
	三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなけれ
第百二十二条 (同上)	第百二十二条 認定電気通信事業者は、第百十七条第二項第二号又は第
(変更の認定等)	(変更の認定等)
	を定めていない者
(新設)	四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人
	当する者があるもの
三 (同上)	三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該
	経過しない者
	一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を
	、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は第百二十六条第
二(同上)	二 第百二十五条第二号に該当することにより認定がその効力を失い
行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
	令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又はその執
の規定により罰金以上の刑	る外国の法令の規定により罰金以上の刑(これに相当する外国の法
一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法	一 この法律、 有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当す
	受けることができない。

、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めると第百六十七条の二 総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し(法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表) (	たつ里目ですして通りしなければなっない。 とのませず、文書によ 2総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によ 2共の利益を阻害すると認めるとき。	はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公三(前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又を開始しないとき。	による延長があつたときは、延長後の期間)内に認定電気通信事業  第百二十条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定	<ul><li>第百十八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。</li><li>に該当するときは、その認定を取り消すことができる。</li></ul>	第百二十六条 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれか   第:(認定の取消し)	(忍苦) 女肖 こ。	認定電気通信事業者は、第百十七条第二項第一号の事項に変更があ   5項」とあるのは、「第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。	)に準用する。この場合において、同条第一項中「第百十七条第一 第百二十条の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く 4	の規定に、第一項の認定について準用する。
(新設)	- (同上)	三(同上)	二 (同上)	一 第百十八条第一号又は第三号 に該当するに至つたとき。	第百二十六条 (同上) (認定の取消し)		(同上)	(同上)	の規定は、第一項の認定について準用する。

第百六十九条 第百六十七条の三 る。 きは、 当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、 適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができ 家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関 に関して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第 反行為」 による被害の発生若しくは拡大を防止し く命令若しくは処分に違反する行為(以下この条において「法令等違 認可、 (審議会等への諮問) とあるのは、 項の規定を適用する場合においては、 (民法の特例) 条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、 の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可 第百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の 総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づ という。 第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等 「表示し、又は公表していた」とする。 電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引 を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為 同項第二号中「表示していた 又は電気通信事業の運営を 第百十条第 同条第十項 第百九 (国 第百六十九条 第百六十七条の二 (審議会等への諮問 (民法の特例)

(同上)

(同上)

(同上)

の認可一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程一項において準用する第七十九条第一項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第

る第一 項の規定による特定関係事業者の指定、 気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電 よる第一種指定電気通信設備の指定、 十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一 事業者の指定、 の三第 備の指定、 気通信番号使用計画の制定 二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設 一種指定電気通信設備の指定、 一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、 第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四 第五十条第一 第三十四条第一項の規定によ 第三十三条第一項の規定に |項の規定による電 第

三 第百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

を除き、 場合を含む。)、 七条の三第一項若しくは第二項 条第一号ハ、第二十六条第一項 しくは第三項ただし書、第二十六条の四、 一号ロ若しくはニ、第二十条第一項、 第七条、 第七十三条の三において準用する場合を含む。)、 第八条第三項、第九条ただし書、 第二十六条の二第一項、 (第七十三条の三において準用する (第七十三条の三において準用する 第二十一条第一項、第二十四 第二十七条の二(第 第二十六条の三第一項若 第十二条の二第四項第 一号

> 二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条 気通信番号使用計画の制定 気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電 る第一 よる第一種指定電気通信設備の指定、 項の規定による特定関係事業者の指定、 十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第 事業者の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四 の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信 備の指定、 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設 一種指定電気通信設備の指定、 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、 第五十条第二項の規定による電 第三十四条第一項の規定によ 第三十三条第一項の規定に 第

三 (同上)

兀

を除き、 七条の三第一項若しくは第二項 場合を含む。)、 条第一号ハ、第二十六条第一項 しくは第三項ただし書、第二十六条の四、 一号ロ若しくはニ、第二十条第一項、 第七条、 第七十三条の三において準用する場合を含む。)、 第八条第三項、 第二十六条の二第 第九条ただし書、第十二条の二第四項第 (第七十三条の三において準用する (第七十三条の三において準用する 項、 第二十一条第一項、 第二十七条の二(第 第二十六条の三第一項若 第二十四 一号

号、 項、 条 第 項ただし書、 条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、 三十九条の三第三項、 場合を含む。)、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二 百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃 九条第一項から第三項まで、第百十条第一項若しくは第二項又は第 八十七条第一項第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、 は第六項、 第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一 第五十条の十、第五十二条第一項、 第三項第一号イ、 項、 第三十六条第一項若しくは第二項、 第三項、 第六項若しくは第八項、 第四項第一号イ、 第四十一条第一項から第五項まで、第四十五 ロ若しくはホ若しくは第二号、 ロ若しくはホ若しくは第二号 第三十二条第三号、第三十三 第七十条第一項第一号、 第三十八条の二、第 第五十条の四第三 第五項若しく 第百 第

をした者は、二百万円以下の罰金に処する。第百八十六条次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

- の事項を変更したとき。
  一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号又は第四号
- 条第一項若しくは第二項、 三十三条第六項若しくは第八項、 第十九条第三項、 第十九条第二項、 反して電気通信役務を提供したとき 第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に 第二十条第三項、 第三十条第五項、 第三十四条第三項、 第二十一 第三十一条第四項 条第四項、 第三十五条第 第 <u>一</u> 第 九

項若しくは第二項、

第三十八条第一項

(第三十九条において準用

号、 項、 項ただし書、 百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃 九条第一項から第三項まで、第百十条第一項若しくは第二項又は第 条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、 三十九条の三第三項、 は第六項、 条第一項、 場合を含む。)、第三十条第一項若しくは第六項、 八十七条第一項第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、 第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第 第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、 第三項第一号イ、 第三十六条第一項若しくは第二項、 第三項、第四項第一号イ、 第六項若しくは第八項、 ロ若しくはホ若しくは第二号、 第四十一条第一項から第四項まで、 ロ若しくはホ若しくは第二号 第三十二条第三号、第三十三 第三十八条の二、第 第五十条の四第三 第三十一条第二 第五項若しく 第四十五 第百 第

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する

者は、二百万円以下の罰金に処する。

- の事項を変更した者の事項を変更した者の事項を変更した者の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号
- 違反して電気通信役務を提供した者 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に
- 三 三十三条第六項若しくは第八項、 条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、 項若しくは第二項、 第十九条第二項、 第二十条第三項、 第三十八条第一項 第三十四条第三項、 第 (第三十九条において準用 <u>一</u> 十 第三十一条第四項 条第四項、 第三十五条第 第 第

又は第百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四同条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条の二第一する場合を含む。)、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項(

して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反

なかつたとき。
六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任し

更したとき。
八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四場合を含む。)、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の二十六条第一項、第三十七条第一項おしくは第二項、第三十八条の二第十七条第二項、第十七条第二項、第十十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三

又は第百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者同条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条の二第一の条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条の二第一の条の二第二項、第四十三条第一項(

して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者四第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反

を選任しなかつた者
五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者

- 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任し 六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任し

なかつた者

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変

更した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する

場合を含む。 三第二項、 十六条第一 第四十二条第三項 第十七条第二項、第十八条第一項、 者は、 三十万円以下の罰金に処する。 項、 第四十五条第二項 第三十七条第一項若しくは第二項、 第四十四条第一項若しくは第三項、 (同条第四項及び第五項 第七十三条の二第三項若しくは第四 第二十六条の四第二項、 において準用する 第三十八条の二 第四十四条の

届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。いて準用する場合を含む。)又は第百二十四条第一項の規定による項、第百八条第三項、第百二十条第四項(第百二十二条第四項にお

二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又

は虚偽の記録をしたとき。

四 第二十三条第一項の規定に違反したとき。

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は

虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をしたとき。

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規

定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつたとき。

九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届

出をしたとき。

十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは

虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

ず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記を含む。)又は第百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付け下一(第八十五条の十、第九十六条(第百三条において準用する場合

載若しくは記録をし、

又は帳簿を保存しなかつたとき

いて準用する場合を含む。)又は第百二十四条第一項の規定による項、第百八条第三項、第百二十条第四項(第百二十二条第四項にお

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又

は虚偽の記録をした者

第二十三条第一項の規定に違反した者

兀

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は

虚偽の記載をした書面を交付した者

虚偽の報告をした者

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規

定に違反して接続約款を公表しなかつた者

八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者

九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届

出をした者

十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは

虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

ず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記を含む。)又は第百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付け十一 第八十五条の十、第九十六条(第百三条において準用する場合

載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務

を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)

の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

の規定による届出をしないで業務を廃止し、 又は虚偽の届出をした

十四四

第九十九条第一項

(第百三条において準用する場合を含む。)

十 五 型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるお 第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信

それのある文字を用いたとき。

第百四十一条第四項又は第百四十三条の規定に違反したとき。

第百六十六条第一項、第二項 (同条第三項において準用する場

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規 又はこれらの規定

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百六十七条第一項 (同条第四項において準用する場合を含む

の規定による命令に違反したとき。

を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務

十三 第九十二条第一項 (第百三条において準用する場合を含む。)

の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四四 の規定による届出をしないで業務を廃止し、 第九十九条第一項 (第百三条において準用する場合を含む。) 又は虚偽の届出をした

者

十 五 型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるお 第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信

それのある文字を用いた者

十七 十六 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規 第百四十一条第四項又は第百四十三条の規定に違反した者 第百六十六条第一項、第二項 (同条第三項において準用する場 又はこれらの規定

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十八 第百六十七条第一項 (同条第四項において準用する場合を含む

の規定による命令に違反した者

る区域。以下この号及び次項第二号において同じ。)において行う勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定め一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を	。 3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする届け出なければならない。	めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な	四 前三号の業務に附帯する業務三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。	。	。 第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする(事業)	改正案
る区域。以下	3 (同上)	2 (同上)			第二条(同上)(事業)	現行

5 4 域において適切、 二 それぞれ前項第一号の規定により地域電気通信業務を営むものと 域会社は、 要があると認められる場合であって 定める事項を総務大臣に届け出なければならない。 て行わなければならない。 な業務 三条第二 する された都道府県の区域 地域電気通信業務 地域電気通信業務は、 以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務 口 地域会社は、 埼玉県、 前項の業務 前号の業務に附帯する業務 イに掲げる県以外の県 西日本電信電話株式会社にあつては、 宮城県、 東日本電信電話株式会社にあつては、 一号において同じ。 総務省令で定めるところにより、 千葉県、 次の業務を営むことができる。この場合において、 秋田県、 公平かつ安定的に提供することを確保するために必 同 東京都、 のほか、 山形県、 地域会社が自ら設置する電気通信設備を用い 電気通信業務をいう。 一の都道府県の区域内における通信を (次項において「目的業務区域」 ただし、 神奈川県、 地域会社の目的を達成するために必要 福島県、 電話の役務をあまねく目的業務区 総務省令で定めるところにより 媒介する電気通信役務を提供 茨城県、 新潟県、 あらかじめ、 北海道、 京都府及び大阪府並びに 以下この条及び第二十 栃木県、群馬県、 山梨県及び長野県 青森県、 という。 総務省令で 岩手県 地 4 (新設) 二 それぞれ前項第一号 な業務 以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務 された都道府県の区域 口 イ 信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下 気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通 地域電気通信業務 (同上) 前項に掲げるもののほか、 (同上) 同上 (同上) 同 一の都道府県の区域内における通信を他の電 地域会社の目的を達成するために必要 により地域電気通信業務を営むものと

、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

務 の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障 地域会社は、第三項及び第四項の業務 のほか、第三項の業

ところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届けむことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営のない範囲内で、同項の業務

(树式)

出なければならない

る株式を保有していなければならない。 第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当た

2 付社債 集新株予約権 受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権 及び第二十三条第四号において「募集新株予約権」という。)を引き 有する自己の株式(以下「自己株式」という。)を除く。)の交付を うとするときも、 しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社 という。)をしようとするとき又は株式交換に際して株式(会社が 会社は、 (平成十七年法律第八十六号) 第二百三十八条第一項に規定する募 「自己新株予約権付社債」という。)を除く。)の交付をしよ (会社が有する自己の新株予約権付社債 その発行する株式を引き受ける者の募集 (新株予約権付社債に付されたものに限る。 同様とする (第二十三条第四号に (以下「新株募集 次条第二項

5 地域会社は、前二項

一項 に規定する業務のほか、第三項に規

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

は、総務省令で定める事項を総務大臣に届けたは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるない。

はなければならない。

(株式)

第四条 (同上)

2 」という。)をしようとするとき又は株式交換に際して株式 付社債 おいて 集新株予約権 法 有する自己の株式(以下「自己株式」という。)を除く。)の交付を 受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権 及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。)を引き しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社 うとするときも、 会社は、 (平成十七年法律第八十六号) 第二百三十八条第一項に規定する募 「自己新株予約権付社債」という。)を除く。)の交付をしよ (会社が有する自己の新株予約権付社債 その発行する株式を引き受ける者の募集 (新株予約権付社債に付されたものに限る。 同様とする (第二十三条第三号に (以下「新株募集 次条第二項 (会社が

業報告書を提出せず、又は不実の記載又は記録をしたこれらのもの七 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事つたとき。	に係る事業計画に基づく業務の実施前までに、認可の申請をしなか六 第十二条の規定に違反して、事業年度の開始前までに、又は変更	。	しくは株式交換に際して新株予約権付社債(自己新株予約権付社債をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若たとき若しくは株式交換に際して株式(自己株式を除く。)の交付	四 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしき。	三 第二条(第五項を除く。)に規定する業務以外の業務を行つたと	<ul><li>⇒ 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき 虚偽の届出をしたとき。</li></ul>	- 第二条第二項、第四項又は <u>第六項</u> の規定による届出をせず、又は万円以下の罰金に処する。	与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与(会計参第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては to まだい ( ) **********************************
六 (同上)	五 (同上)	四(同上)		三 (同上)	二 第二条 に規定する業務以外の業務を行つたと	<ul><li>(新設)</li><li>虚偽の届出をしたとき。</li></ul>	- 第二条第二項、第四項又は <u>第五項</u> の規定による届出をせず、又は	第二十三条 (同上)

十 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	を提出したとき。		
第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 川第十六条第二項の規定による命令に違反したとき。 川き。	第十四条の規定に違反して、設備を譲渡し、	七	(同上)
第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 川第十六条第二項の規定による命令に違反したとき。 川	き。		
第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。   九	•	•	(同上)
	-	九	(同上)

_
傍
線
部
分
は
改
Ē
部
分
( <b>"</b> )

	変更登録とみなす。			変更登録とみなす。
更の認定	る認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、	当該登録又は	変更の認定は、	る認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、
(変更の認定等)の規定によ	者の認定又は同法第八条第一項	⇒)の規定によ  ┃	(変更の認定等)	者の認定又は同法第八条第一項
る認定電	任状取扱業務の認定)の規定による認定電子委任状取扱事業	の規定による認定電子委任状取扱事業	よる認定電子を	任状取扱業務の認定)の規定によ
)同法第五条	たものとみなされる場合における同法第五条第一項(電子委	第一項(電子委 <b> </b>	6同法第五条第	たものとみなされる場合における同法第五条第一項(電子委
1の登録又は	例)の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受け	変更登録を受け	者の登録又は恋	例)の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受け
三項 (電気	第六十四号)第十条第一項又は第二項(電気通信事業法の特	通信事業法の特	<b>第二項(電気</b> 2	第六十四号)第十条第一項又は第二項(電気通信事業法の特
る法律(平	(注) 電子委任状の普及の促進に関する法律 (平成二十九年法律	成二十九年法律	する法律(平4	(注) 電子委任状の普及の促進に関する法律 (平成二十九年法律
る登録認定	講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録		<b>徐る登録認定</b> 数	講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録
通信主任技	サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録	州者に係る登録	気通信主任技術	サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録
認定送信型	五十一  電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備	邓電気通信設備	は認定送信型な	五十一  電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備
	一〜五十の三 (同上)			一〜五十の三 (略)
課税標準	、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可	税 率	課税標準	、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可
- 第三十四条、第十七	、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)、第二十三条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条	紀三十四条の五関係) 第十七条の三―第十九条		、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、
表(第二条、	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表			別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表
	現行			改正案

認定機関の登録(更新の登録を除項(登録認定機関の登録)の登録四 電気通信事業法第八十六条第一	<ul><li>(三) 電気通信事業法第八十五条の二</li><li>(三) 電気通信事業法第八十五条の二</li></ul>	バの備第	(一) 電気通信事業法(昭和五十九年 法律第八十六号)第九条(電気通 信事業の登録)の電気通信事業者 の登録(更新の登録を除く。)又 は同法第十三条第一項(変更登録 時)の変更登録(同法第十条第一 項第三号(電気通信事業の登録) の業務区域の増加に係るものに限 る。)
登 録 件 数	登 録 件 数	記定性数	認 定 件 件 数 数 数
万円	万円	五 万 円 ド ・ き 十	五万円 円件 につき十
(同上)	(同上)	日上	<ul> <li>(同上)</li> <li>(同上)</li> </ul>
(同上)	(同上)		(同 上 上
(同上)	(同上)	同 上	(同 上 上 上

五十二~百六十 (略)	<° ) <p>————————————————————————————————————</p>
五十二~百六十 (同上)	

(傍線
部分
は改
正部分
$\overline{}$

女三章	見一丁(作糸音々)は三山音々)
(電子委任状取扱業務の認定)	(電子委任状取扱業務の認定)
第五条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣	第五条 (同上)
の認定を受けることができる。	
2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより	2 (同上)
、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主	
務大臣に提出しなければならない。	
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 (同上)
二 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及びその実施の方法	11 (同上)
三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイから	三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイから
へまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれイからへまでに	ニまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれイからニまでに
定める事項	定める事項
イ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録	イ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録
を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号から第五	を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号及び第三
号までの事項	号の事項
ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受けなければ	ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第
ならない場合 同法第十条第一項第三号	四項の届出をしなければならない場合 同法第十条第一項第二号
又は第四号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実	又は第三号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実
施するに当たり変更することとなるもの	施するに当たり変更することとなるもの

	ことがなくなった日から二年を経過しない者のようし、「サイン・ディース」では著名である。
	一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執できない。
4 (同上)	4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることが
	号に掲げる事項に適合していること。
	二 その実施の方法が基本指針において定められた第三条第二項第四
	一 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。
	ときは、その認定をするものとする。
	に係る電子委任状取扱業務が次の各号のいずれにも該当すると認める
3 (同上)	3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請
子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの	子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
合 同条第一項第二号又は第三号の事項のうち当該申請に係る電	合 同条第一項第三号又は第四号の事項のうち当該申請に係る電
電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければならない場	へ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければならない場合
	子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
	合 同条第一項第二号又は第五号の事項のうち当該申請に係る電
(新設)	ホ 電気通信事業法第十六条第二項の届出をしなければならない場
合 同項第二号及び第三号 の事項	合 同項第二号から第五号までの事項
/ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければならない場	二 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければならない場
	なるもの
	請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することと
	合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項のうち当該申
(新設)	ハ 電気通信事業法第十三条第四項の届出をしなければならない場

第十二条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、 その取

消しの日から二年を経過しない者

法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前1 一号のい

ずれかに該当する者があるもの

兀 業法第九条の登録又は同法第十三条第一項の変更登録を受けなけれ 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、 電気通信

ばならない場合において、 同法第十二条第一項各号のいずれかに該

ならない。

当する者

(変更の認定等)

5 主務大臣は、 第一項の認定をしたときは、 その旨を公示しなければ

5

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、 第五条第一 一項第二号に掲げる事 第八条

項を変更しようとするときは、 主務大臣の認定を受けなければならな

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでな

2

第五条第一

項

(第三号二を除く。)、第三項及び第四項

(第二号を

除く。)の規定は、

事項 おいて、 (第二号に掲げる事項にあっては、 同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、 前項の変更の認定について準用する。この場合に 変更に係るものに限る。)」 「次に掲げる

と読み替えるものとする。

3 変更があったとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に

3

(同上)

(同上)

(変更の認定等)

(同上)

2 事項 おいて、 除く。)の規定は、 と読み替えるものとする。 第五条第二項 (第 同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、 一号に掲げる事項にあっては、 (第三号ハを除く。)、第三項及び第四項 前項の変更の認定について準用する。 変更に係るものに限る。)」 「次に掲げる この場合に (第二号を

更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければなら

ない。

る届出(第五条第二項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定によ

)があったときは、その旨を公示しなければならない

(電気通信事業法の特例)

をしたものとみなす。 本したものとみなす。 をしたものとみなす。 をしたものとみなす。 本記書でのいずれかの届出をしなければならないときは、当該者は、当該登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六十三条第一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第一年のといる。

をしたものとみなす。 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた 取扱事業者は、当該登録若しくは当該の登録若しくは同法第十六条第二項若し の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第二項若し では第三項の届出をしなければならないときは、当該認定電子委任状 取扱事業者は、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施する をしたものとみなす。

2

4 (同上)

(電気通信事業法の特例)

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第 またしたものとみなす。

の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第三項に当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項場合において、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施する2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた

をしたものとみなす。 取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)(附則第八条関係)

若しくは株式交付」を加える。	若しくは株式交付」を加える。
第二十三条第三号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「	第二十三条第四号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「
「(第二十三条第三号」を「(同号」に改める。	「(第二十三条第四号」を「(同号」に改める。
第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、	第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、
	第八十五号)の一部を次のように改正する。
第四十九条 (同上)	第四十九条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律
(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)	(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	